

老人保健の制度の一部が変わります

70歳以上の人

◎一定以上の所得がある方は自己負担割合が3割に引き上げられます（現行2割）

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並み所得（課税所得が145万円以上）のある方は「一定以上所得者」となり自己負担割合が3割になります。

ただし、70歳以上の方および老人保健受給者の方の収入の合計が、2人以上の世帯で520万円未満、1人世帯で383万円未満の場合は、申請により「一般」の区分となり、1割負担となります。

◎高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として後から支給されます。今回の改正で、次の表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)
一定以上所得者	40,200円	72,300円 ＋ 医療費が361,500円を超えた場合、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合 40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円



平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)
一定以上所得者	44,400円	80,100円 ＋ 医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合 44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

◎療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食材料費相当のみ負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで	⇒	平成18年10月1日から
食材料費相当を負担 24,000円		食 費 42,000円 居住費 10,000円 合 計 52,000円

※ただし、人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病などの患者については、現行どおり食材料費相当（24,000円）のみの負担になります。

所得の低い人は負担が軽減されます

低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）	30,000円
低所得Ⅰ（年金受給額80万円以下など）	22,000円
低所得Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	10,000円

●平成18年10月1日から国民健康保険と

70歳未満の人

◎高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ月内に、同じ医療機関へ支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として後から支給されます。今回の改正で、下の表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者 ※1	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者 ※1	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



※1 基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯

※2 過去1年間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合

◎出産育児一時金が変わります

出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで

1児につき300,000円

平成18年10月1日から

1児につき350,000円

⇒

◎人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担限度額は1万円までとなっていました。慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで

10,000円

平成18年10月1日から

20,000円

⇒